

第五十六回
貴族院

關稅定率法中改正法律案外二件特別委員會議事速記錄第二號

昭和四年三月二十二日(金曜日)午後一時
二十五分開會

○委員長(子爵八條隆正君) ソレデハ是ヨ

リ委員會ヲ開キマス、今日ハ別ノ贅澤品等

ノ輸入稅ニ關稅法律デスガ、大正十

三年法律第二十四號中改正法律案、ソレカ

ラソレニ關聯シテ居ル別箇ノ關稅定率法中

改正法律案、此二ツヲ審議スルコトニ致シ

マス、ソレデハ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(大口壹六君) 此兩案ニ付キマ

シテハ先日本議場ニ於キマシテ大體ノ御説

明ヲ申上ダテアリマスガ、尙ホ此場合ソレ

ニ附加ヘタイト存ジマス、御承知ノ如ク大

正十三年法律第二十四號、即チ贅澤品等ノ

輸入稅ニ關シマスルモノニアリマスルガ、

是ハ其當時國民ノ奢侈ヲ抑制イタシマスル

コトト、並ニ此貸借對照上ノ外國貿易

上ノ有利ニナルコトトガ考ヘラレマシテ、

此法律ガ設ケラレマシタモノニアリマス

ガ、其後ノ狀況ヲ見マスルト云フト、シッカ

リハ此統計ガ取レナインデアリマスルガ、

大體ノ上ニ於キマシテハ此贅澤品ノ輸入ト

云フモノガ餘程減少イタシタヤウデアリマス、然ルニ其割合ニハ價格モ騰貴シテ居ラ

ナイ様子デアリマシテ、即チ數量カラ申シ

マスレバ三分ノ一見當ニ減タノデハナイ

カト想像サレマスガ指數ノ方カラ申シマス

ト先ヅ大體ニ於テ平均イタシマシテ三割見

當位ナ騰貴デハナカラウカト想像サレマス

状況デアリマス、從ヒマシテ此贅澤關稅ト

申シマスルモノハ相當效果ガアリマシタモ

ノトハ考ヘテ居リマスノデアリマスシ、尙

ホ將來ニ向ヒマシテモ此稅法ヲ持續スル必

要ノアルコトハ認メテ居ルノデアリマスル

ケレドモガ、其中ニ就キマシテ時代ノ推移モ

アリマスルシ、又實際行ナッテ見マシテ是等

ハ贅澤關稅ヲ掛ケナクテモ宜イ、掛ケナイ

方ガ適當デアラウカト信ゼラレマスモノモ

發見サレマスノデ、ソレ等ニ對シマシテ此

場合此法律ヲ改正イタスコトガ必要デアル

ト考ヘタノデアリマス、而シテ此稅法ヲ改

正イタシマシテ是カラ除外イタシマスレ

バ、其物品ハ御承知ノ通リ普通關稅、一般

一般關稅ハ此贅澤關稅ガアリマス結果トシ

テ、其品目ニ對シテハ改正サレズニ居シマ

ノデアリマスカラ、此場合ソレニ對シマシテ

テ相當ノ改正ヲ加ヘル必要ガアルト申シマ

ス、此兩案ヲ提出イタシマシテ、是等ノ事情ヲモ考慮イタシマシテ、從價五

シテ大體私カラ御説明申上ダマシテ、尙ホ

細カイコトハ御質問ニ應ジテ御答へ致シタ

イト存ジマスガ、只今申シマス通り大體ダ

ス、次ニ第三十六號ノ「コーコー」是ハ砂糖

ヲ加ヘテナイモノニアリマス、此「コー

コー」ト申シマスノハ俗ニ申シマス「コ、ア」

デアリマスガ是モ紅茶ト同様十割關稅ヨリ

外サレテ居リマスルノデアリマスルケレド

モガ、其他ノモノニ於キマシテモ飲料ト致

シマシテ一般ニ使用セラレルモノニアリマ

スカラ、之ヲ除外スルノヲ適當ト認メタ次

第デアリマス、然ルニ若シ更ニ現在ノ一般

稅率ヲ其儘適用スルコト、致シマスト、先

刻申上ダマシタ通リノ事情デアリマシテ、

差支生ジマスノデ、一般關稅法ノ改正ヲ

致ス必要ヲ認メタノデアリマス、殊ニ紅茶

ニ關シマシテハ、本邦ニ於ケル生產狀況等

ヲ考慮スルノ要ガアリマスノデ、色ニ事

情ヲ斟酌イタシマシテ、從價五割ニ相當イ

タシマスル每百斤八十八圓十錢ノ從量稅率

テ相当スル從量稅ニ改正スルコトニ致シ

代用品ニ對シマシテハ他ノ飲料物トノ權衡

上從價四割五分又ハ之ニ相當スル從量稅率

ヲ配スルコトニ致シマシタ次第デアリマ

ス、次ニ第三十六號ノ「コーコー」是ハ砂糖

コトニ申シマスノハ俗ニ申シマス「コ、ア」

デアリマスガ是モ紅茶ト同様十割關稅ヨリ

除外サルルコトニナリマスト、是ニ對スル一

般稅率ハ種子ニ付キマシテハ毎百斤六圓デ

アリマシテ、是ハ現在ノ平均價格カラ見マシ

テモ、尙且ツ約一割四分ニ當リマスノデ、

製菓原料デアリマス、性質カラ見マシテ相

當ノ稅率デアルト考ヘラレルノデアリマ

ス、而シテ種子以外ノ所謂「ビッター・チヨコレート」ニ對スル稅率毎百斤四十三圓ハ之ヲ昭和二年ノ輸入平均價格ニ比シマシテ約八割二分ニ當リマスノデ、之ヲ其儘適用イタスコトニ致シマスレバ、種子ハ一割四分「ビッター・チヨコレート」ハ八割二分ノ負擔トナリマシテ、種子カラ「ビッター・チヨコレート」ヲ製造シマスモノト「ビッター・チヨコレート」ヲ輸入イタシマストノ間ニ、

負擔ノ均衡ヲ失スルコトニナリマスカラ、

是等ノ事情ヲモ考慮イタシマシテ、從價五

ナ

タイト考ヘルノデアリマス、次ニ第四十四號ノ蜂蜜、第四十六號「ジャム、フルートゼリー」類、第四十七號「ビスクエット」是モ砂糖ヲ加ヘザルモノデアリマス、第五十四號ノ「チーズ」以上ノ四品ノ中「ビスクエット」「チーズ」ニ對シマシテハ他ノ食糧品トノ均衡上從價四割程度ノ從量稅ヲ配シマシテ、他ノ二品ノ中蜂蜜ハ甘味物トシテ使用セラレ、「ジャム」「フルートゼリー」類ハ、砂糖ヲ多量ニ使用シテ居リマスノデ、砂糖消費稅トノ關係ヲ斟酌イタシマシテ蜂蜜ニハ約五割「ジャム」「フルートゼリー」類ニハ從價七割ニ相當スル從量稅ヲ配スルコトニ致シタ次第デアリマス、第六十九號毛皮ノ中カラ犬ノ毛皮、及猫毛皮ヲ除外イタシマシタノハ此兩品ガ主トシテ朝鮮ノ國境地方住民ノ使用スル、防寒衣料デアルカラデアリマス、其稅率ハ兔ノ毛皮等ト等シク從價四割ノ一般稅率ヲ其儘適用スルコトニ致シタ次第デアリマス、次ニ第七十二號、革類ノ中「タンニン」鞣ノモノデ黒色無地ノ塗革ヲ除外ス、本品ハ内地ニ於キマシテモ相當生產セラレマシテ、品質モ漸次向上シテ參リマシタ、是等ノ事情ヲモ考慮イタシマシテ從價四割ノ稅率ヲ配シタノデアリマス、第八十四號ノニ「テニスラケット」用「ガット」ハ其用

ニ「テニス」具ト同一ノ二割五分ノ稅率ヲ配
スルコトニ致シマシタ、百三十八號沈香、
テ線香製造ノ原料ガ使用セラレルモノニアリ
イタシマセヌモノニアリマス、且ツ主トシリ
マスノデ替澤稅中ヨリ削除スルト共ニ一
般稅率ヲ適用スルコトト致シタ次第アリ
マス、次ニ第三百九十一號寫眞、第三百九
十二號ノ書畫、轉寫用ノモノ、繪畫ヲ除ク
コトニナッテ居リマス、第三百九十三號ノ
「カードカレンダー」「ブロックカレンダー」
第四百十四號ノ石及石製品、第四百二十四
號石膏製品ノ中、人物及動物ノ像、是等ノ
物品ハ美術品又ハ文化教育上ノ資料ニ供セ
ラレルモノニアリマスカ、或ハ實用的ノモ
ノデアリマスノデ、ソレドモ其性質用途ニ
鑑ミマシテ、十割關稅ノ課稅品目中カラ除
外イタシマシテ、ソレドモ適當ノ稅率ヲ配
シタ次第アリマス、第四百三十九號陶磁
器及硝子製品ノ中、從來十割關稅ヲ課セラ
レテ居リマシタモノノ中カラ、電氣用ノモ
ノヲ除外イタシマシタ、並ニ陶磁器ノ中カラ
テ電氣用ノモノ以外ニモ素燒用ノモノヲ除
ス、尤モ陶磁器ノ中、碍子ハ既ニ十割關稅
品目中カラ除カレテ居シタノデゴザイマス
ヲ除クヲ適當ナリト認メタ爲メデアリマ

ガ、今回更ニ此除外ヲ電氣用ノモノ全體ニ擴張イタシテ、是ニ對シ碍子ト同一ノ從價二割五分ノ稅ヲ配シタノデアリマス、又素燒ノモノヲ除キマシタノハ本品ガ朝鮮ニ於キマシテ水、漬物、醬油、酒、其他日用食料ノ容器トシテ一般ニ使用セラルモノデアルカラ、其稅率ハ一般稅率從價四割ヲ其儘適用スルコト致シタ次第デアリマス、第五百六十號小銃ハ主トシテ狩獵用ノモノデアリマスガ、之ヲ十割關稅カラ除外イタシマシテ部分品ト同一ノ稅率ヲ配スルコトト致シマシタ、第六百十二號木材ノ中、現在十割關稅ヲ課セラレテ居リマスモノハ花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黑檀、即チ硬木類デアリマスルガ、其中デ花梨木ハ價格モ比較的低廉デアリマスノミナラズ、普通ノ食卓、机又ハ輸出用ノ木彫置物、花瓶臺等ニ使用セラレ、又黃楊木ハ印材、桿、織機用「シャットル」等ノ材料ニ使用サル、モノデアリマスカラ、此二品ヲ其用途ニ鑑ミマシテ十割關稅中ヨリ除外シ、是ニ對シマシテハ他ノ普通木材ノ稅率ト均衡ヲ取リマシテ、ソレドモ適當ノ稅率ヲ定メタ次第デアリマス、第六百四十號ノ中、戶外運動具ニ付テ申上ダマスレバ、戶外運動具附屬品ハ、現在既ニ十割關稅カラ除外サレテ居ルノデアリマス、其他ノモノ、例ヘバ

ノ課税ヲ受ケテ居タノデアリマス、併シ體育獎勵ノ點カラ觀察シマスレバ、是等ノ物品モ亦「テニス」用具等ト同一ニ取扱フノヲ適當ト考ヘマシテ、今回十割關稅カラ之ヲ除外シマシテ、稅率モ他ノ戶外運動具ト等シク從價二割五分ヲ課スルコトニ致シタ次第デアリマス、以上各品目ニ夏リマシテ大要ノ御説明申上ダマシタ次第デアリマス、尙ホ御質問ガアリマスレバ私竝ニ他ノ政府委員カラ御答ヘ致シタイト存ジマス、ドウカ御審議ノ上御協贊アラムコトヲ御願ヒ致シマス

ソレヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(大口喜六君) 是ハ勿論品目ニ付キマシテモ、一々調査イタシタノデアリマスガ、大體ハ先刻御説明申上ダマシタ通り、先づ第一ニ此食糧品トシテ一般ニ使用イタシマスヤウナ物ハ、贅澤關稅ヨリ除キタイト考ヘタノデアリマス、ソレカラ次ニ考ヘマシタノハ、其用途が實用向ノ物ニアリマシテ、例ヘバ先刻御説明申上ダマシタ學生ノ帽子ノ額ニ附ケマスヤウナ物ハ、チヨット見マスルト綺麗デ光ツテ居リマシテ、革ダケ見マスト替澤ノヤウニ見エマスガ、ドウモ帽子ニハ矢張リアレヲ皆使ヒマスノデ、ア、云フヤウナ物ハ矢張リ實用的ナモノト考ヘマシテ除外ヲ致シタノデアリマス、ソレカラモウ一つハ體育ノ獎勵ノ爲ニ必要デアルト考ヘマシタ物ハ、言ハバ時勢ノ進運ニ應ジマシテ、數年前ハ贅澤ノヤウニ見エマシタモノモ、今日デハ一般ニ使ハレマシテ、最早贅澤デナイ、運動ニ極メテ必要デ、所謂體育ノ獎勵ノ爲デアルモノト考ヘマスヤナウ物ハ、矢張リ除クコトニ致シマシタ、次ニモウ一つ目標ヲ立テマシタノハ只今仰セニナリマシタヤウナモノデ產業ノ關係デアリマス、工業的ノ用途ニ供セラレル物、又此工業ノ原料ノヤウナモノニナリマス物デアリマシテ、替澤ト見ル必要ノナシ、斯ウ云フ考ヲ及ボスニ至リマシタモノ

ハ除キマシタノデアリマス、其外ノハーツ美術品ト文化教育ノ資料デアリマシテ、是ニハ大分議論モアリマシテ色ニ研究調査モ致シマシタガ、申スマデモナク、此美術ノ發達ハ極メテ此國民思想ノ上ニモ影響ガアルト考ヘマシタカラ、或程度ニ於キマシテ、此美術品並ニ文化教育ノ資料トナリマスモノハ、贅澤品ト見マセズニ之ヲ除キマシテ、一般關稅ニ移スコトニ致シタ、是ダケノ趣意ニ依リマシテ、只今申述ベマシタモノヲ選ビマシタ次第デアリマス

○稻畠勝太郎君 此食糧品ヲ……今日列記シテアリマル食糧品ト云フモノハ、國民ノ生活上必要ナル食糧品デアルカラ、贅澤税カラ御抜キニナシタモノデアルノデアリマスルカ、サモナケレバ、今ヤ我國ニハ國際貸借ノ不均衡ヲ來シテ居ル時デアリマシテ、國民ハ成ルベク緊張シテ自國產ノ物ヲ食糧トセナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ私ハ之ヲ見マスルノニ「ジャム」トカ「ピスケット」トカ「チーズ」トカ云フモノハ

「我國民ノ生活上必要デナイモノデアル、ソレヲ奢侈稅カラ御取リニナルト云フコトハ、ドウ云フ御趣旨カラ出タノデアリマスカ、之ヲ伺ヒタイ

○政府委員(大口喜六君) 成程只今ノ御詰ノ「ジャム」トカ「ピスケット」トカ「チーズ」ト云フモノガ無ケレバ國民ガ生キテ居レナスシ、又「ジャム」ノ如キハ大分自製デモ出

スシ、又「ジャム」ノ如キハ大分自製デモ出

マス、又紅茶ノ如キハ今政府委員カラモ仰セノ通リ國內デモ出來ル、又臺灣ニハ相當ナツテ居ルノデアリマスガ、是ハ所謂嗜好品トト我ニ見ルノデアリマシテ、食糧品ノ中デ……サウシテ此種ノ物ハ、強チ贅澤品トリマシテ、既ニ一般ノ間ニモ大分用ヒラレテ居ルモノデアリマスカラシテ、一般嗜好品ト見マシテ贅澤關稅ヨリハ除キマスケレドモガ、只今私カラ御説明申上ダマシタ通リ一般關稅ハ掛ケマスシ、ソレカラ一般關稅ノ中デモ相當ニ今度改正ヲ致シマシテ、適當ナ稅ヲ賦課スルモノデアリマスカラシテ、申上ゲルマデモナイノデアリマスガ、無稅ニ致ス譯デハナイノデアリマスカラシテ、一早モ早ク輸出入ノ均衡ヲ取ルト云フコトニ努メニヤナラヌ時ニ於テ、殊更食糧品デ必要デナイモノノフ贅澤品カラ御削除ヲナサルト云フコトニ付テハ、自分ニハ諒解ニ苦シムノデアリマスカラ、モウ一度御答辯ヲ願ヒタイ

○政府委員(大口喜六君) 固ヨリ嗜好品デアラウカト、斯ウ考ヘマシタ次第デアリマス

○稻畠勝太郎君 今日我國ノ經濟狀態カラ見テ見マスレバ、成ルベク國民ニハ嗜好品デモサウ云フ癖ヲ付ケサ、ナイヤウニシナケレバナラヌ、只今政府委員ノ御詰ノ如ク「ジャム」トカ「ピスケット」ノ如キモノハ日本ニ於テモ相當ナモノガ出來ル、出來ルノニ

アルカラ贅澤デアルト云フ譯ニ解釋サレテ居ルノデアリマスガ、併シ贅澤稅ハ……贅澤稅ト申スノハ惡ウゴザイマスガ、贅澤品ニ關シマスル稅率ハ御承知ノ通り十割ノ稅デアリマス、是ハナカノエライ稅デ、普通關稅ト分レマシテ、別ノ法律ヲ設ケマシテ、贅澤品ニ關スル輸入稅ト云フノデ、餘程是ハ重イ稅ヲ課シテ特殊ノ取扱致シテ居ルノデアリマスカラシテ、他ノ食糧品ナドトノ權衡ヲ取リマス必要モアリマスノデ、段々

リマシテ、相當ニ確實ナル所ノ會社モ起リ
マシテ、所々ニ製造ガ起シテ來タノニアリ
マス、今賛澤稅ヲ除クニ當リマシテハ、是
等ノ方面ヲモ考ヘナケレバナラヌノデ、何
分ニモ數ノ多イ何千トゴザイマスル種類ニ
付キマシテ、生産ノ有ルモノト無イモノト
ヲ分ケマシテ、ソレヲ課稅ヲ致スト云フコ
ト、又無稅ニ之ヲ致スト云フコトモ、中ミ
容易ナラヌコトデゴザイマシテ、稻畠サン
ノ仰シヤラレル所ハ御尤ナ次第デアリマスケ
レドモ、今回ノ改正ニハ遺憾ナガラ間ニ合
ヒマセヌデシタノデ、差措イタト云フヤウ
ナ譯テアリマス、左様ドウカ御承知ヲ願ヒ
タイト思ヒマス。

○稻畠勝太郎君 然ラバ今回ノ改正ニハ間
ニ合ヒマセヌガ、次回マニニハ政府當局ニ
於カレマシテハ、相當ニ御調査ニナリマシ
テ、我國ニ於テ生産ガ出來ヌ、或ハ我國ニ
ヤウナモノハ御調査下ス、次年度ニ改正
ヲ御出しサルダケノ御考ハアルノデゴ
ザイマセウカ、ソレヲ伺ヒタイ。

○政府委員(矢部規矩治君) 成ベク努メマ
ス積リデアリマスルガ、次期ノ議會ト云フ
コトヲ確實ニ申上ゲルコトハ、是ハ困難デ
アルト考ヘマス、左様ドウカ御承知ヲ願ヒ
マス

○稻畠勝太郎君 併シ此化粧品工業ト云フ

モノハ、極メテ輸出工業品トシテ有望ナモ
ノデアルノニアリマシテ、此我國ノ輸出入
ノ均衡ノ取レヌ時ニハ、最モ政府當局ニ於
カレマシテハ熱心ニ御調査ニナッテ、輸出ヲ
獎勵スルト云フコトニ御努力ニナラナケレ
バナラヌノニアリマス、然ルニ次年度マデ
ニハドウモ出ス譯ニハイカヌト云フ御答辯
ハ、甚ダ私ハ遺憾ニ思フノニアリマス

○政府委員(矢部規矩治君) 次年度マニニ
ハ行カナイト中上ダタノデハゴザイマセス
ガ、成ルベク御趣意ニ副フヤウニハ調査ヲ
致ス積リデアリマスルガ、確實ニ左様ニス
ルト御答ヲスルコトガ困難デアラウカト考
ヘマシタノニアリマス、尙ホ輸出ニ付キマ
シテハ保稅工場ト云フモノガゴザイマシテ、
現ニ大阪ニ於テハ外國品ヲ輸入イタシマシ
テ課稅ヲ受ケズシテソコデ「ヤボン」ヲ製
造シテ居ル、「ヤボン」ヲ製造イタシマシ
テ、一方輸出獎勵ヲ致スノハ勿論デアリマ
スガ、國內デ使ハレルモノモナカ一少ク
ナイノデゴザイマシテ、是等ヲ考ヘマスル
ト云フト、慎重ニ調査ヲ致スト云フコトニ
コトヲ確實ニ申上ゲルコトハ、是ハ困難デ
アルト考ヘマス、左様ドウカ御承知ヲ願ヒ
マス

○政府委員(矢部規矩治君) 是ハ關稅ニハ影
響ガ少イト見テ居リマス、ト云フノハソレ
ダケ輸入ガ殖エルグラウト見テ居ルノニア
リマス

○政府委員(大口喜六君) 是ハ關稅ニハ影
響ガ少イト見テ居リマス、ト云フノハソレ
ダケ輸入ガ殖エルグラウト見テ居ルノニア
リマス

○渡邊千代三郎君 尚ホ引續イテ御尋不致

シマス、此爲ニ輸入ガ殖エルカラ關稅ガ減
ラヌト云フ政府ニ於テ御見込ダト云フト、
君ガ聞カレタヤウニ、假ニモ政府ニ於テ贊
澤品ト云フコトヲ如何ニモ早急ニ決メタノ
ハ輕卒デアッタカモ知レマセヌ、今日ノ政府
當局カラ御覽ニナツタラ或ハ…責衆兩院

ニ於テモ之ニ御認メニナッテ贊澤品トシテ
アッタモノヲ、稅ヲ低クシテ國內ニ獎勵セ
シムルト云フ御趣意ハドウ云フコトデアル
カ、一應伺ヒタイノニアリマス

○政府委員(大口喜六君) 此贊澤關稅ニ付
キマシテハ御說ノ通り、個人デ申セバ私ナ
ドモ衆議院ニ居リマシテ當時贊成ヲ致シタ

ナデアリマシテ、無論責任モ有スルノニア
リマス、其當時杜撰デアッタトハ考ヘテ居ラ

ナツテ來タカラ、輸入ガウント殖エテ來ルト
ナレバ七割ト云フノガチヨット見タ所デ
トカ、少イノニナリマスレバ…或ハ多イ
トカ、少イノデアルガ、サウ云フヤウナ風ニ
スコトガ出來ヌコトト御諒察ヲ願ヒタイト

思ヒマス

云フノダカラ、其點ハ今日ニ於テ特ニ矯メ
ル點デナイカト思ヒマスルケレドモ、政府
當局ニ於テハ斯ノ如キモノヲ國民ニ使ハセ
ルト云フコトヲ、御獎勵ナサル趣意デアル
ヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス
フ考ハナイノデアリマスガ、結局是ガ僅カ
十五品デアリマシテ、輸入ト見マシタ所ガ、
數字ハ私今記憶イタシマセヌカラ他ノ政府
委員カラ御答シテモ宜シウゴザイマスガ、
大シテエライモノトモ數量デハ考ヘテ居ナ
イノデアリマシテ、僅カナモノト考ヘルノ
デアリマス、之ヲ獎勵イタスト云フノナラ
バモット稅モ安クセネバナラヌノデアリマ
スガ、十割カラハ取リマスケレドモ、度ニ
申シマス通り一般關稅ハ改正イタシマシ
テ、抑ヘル程度ヲイクラカ緩メル、斯ウ云
フノデアリマシテ、獎勵ヲイタスト云フマ
デ極端ニハ參^フテ居ナイノデアリマス、ソレ
デ只今ノ御論ノヤウナ風カラ見マスト是ハ
御答辯トシテ申上ダル必要ハナイカモ知レ
マセヌケレドモ、分リヨク申シマスト唯其
外國品ハ内地ニ輸入セシメナイ、國際ノ「バ
ランス」上ヲ合セルト云フ方面カラ考ヘマ
シタラ、或ハ外國製品ニハ總テ高イ稅ヲ課
シテ、外國品ヲ防遏スル一點張ニシタラ宣
イデハナイカト云フコトニモナリマセウト

存ジマスガ、併シ一面ニ於キマシテハ又國民ノ生活狀態カラモ是ハ考ヘニヤナリマセスカラシテ、到底内地ニ出來ナイ物デアリマシテ、一般ニドウシテモ使用スル習慣ト、合ハナイト云フヤウナモノハ、矢張リ外國製品ヲ入レマスコトハ是ハ已ムヨ得ザルコトデアルト考ヘラレル事情モアリマス、旁、内地ノ生産品ト外國ノ輸入品トノ比較等モ考ヘ、又内地ノソレニ關スル工業ガドノ程度マデ發達シテ居ルカ、將來如何ナル見込ガアルカ、ト云フコトモ考ヘマシテ、又國民ガ如何ニ之ヲ使用シテ居ルカ、現在使用シテ居ル一般ノ社會狀態ハドウデアルカ、是等色ニ考慮イタシマシテ、此關稅ノ率ハ定ムベキモノカト私共ハ承知シテ居リマスノデ、一面ニハ御承知ノ通り只今アナタノ仰セラレマスルコトト反對ニ無稅デ、自由貿易論モアルノデアリマスケレドモ、サウバカリモ參リマセヌノデアリマスカラ、其邊ノ調和ヲ取シテ進ムベキモノト考ヘマシテ、今回是ダケノ品ハ斯ノ如ク致スノガ適當デアラウカト信ジタ次第デアリマスカラ、ドウカ右様御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス。○渡邊千代三郎君 尚ホソレデハ質問サセテ戴キタイト存ジマス、仰セノコトハ私モデウント高ク稅ヲスルノガ宜イト云フ風ニ、單純ナ立場カラ私ハ御尋ヲ致シタノデ

ハアリマセヌガ、此處ノ中デ見テモ外國製
ノ「ビスクット」トカ、ヂヤムトカ、「フルート
ゼリー」ト云フヤウナモノガアリマスルガ、
是等ノモノニ對シテ稅ガ高イカラ減稅シテ
吳レト云アヤウナコトノ讀願ト云フモノガ、
國民ノ大イナル聲トシテ、政府デハ御認ニ
ナッタモノデゴザイマセウカ、如何デゴザイ
マセウカ、之ヲ先ゾ第一ニ伺ヒタイ、ソレ
カラ是ハ贅澤品デナイト仰セニナリマス
ガ、曩ニ稻畠君モ言ハレタ通り日本デモ政
イガ、私ノ所デハ日本ノ「ビスクット」デモ
府ノ方ノ御方ノ口ニハ合ハナイカモ知レナ
ノ議場ニ於テスラモ英國製ノ「ビスクット」
ヲ金魚ニヤルト云フヤウナコトヲ御述ベニ
ナッテ居リマス、ソレ位ニ外國製ノ「ビスクッ
ト」ト云フモノハ贅澤品トシテ、殊ニ貴族
院ノ林伯爵アタリスラモ御考ヘニナル位ノ
モノデアリマス、是等ガ何故ニ、日常一般
ノ國民ガ使フモノデアルカラ減稅シナケレ
バナラヌト云フ理窟ニナルカ、私ニハ分リ
兼ネルノデアリマス、ソレデ是ガ國民ノ大
イナル聲トシテ、果シテ減稅ヲ政府ニ迫タ
モノカ否ヤト云フコトヲ、私ハ御差支ヘナ
イ限リハ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス
○政府委員(大口喜六君) ソレ等ノコトハ
私モ大體知テ居リマスガ、却ツテ取扱ヒマン

○政府委員(矢部規矩治君)　只今ノ御尋不
ハ御尤ト考ヘマスガ、元ト此改正案ニ載テ
居リマス所ノ食料品ハ、嗜好品トシテ整澤
税ニ加入ヲ致サレタノデアリマスルカラ、
生活必需品デナイト云フコトハ明カデアリ
マス、尚且ツ此輸入ヲ獎勵スルノカト申シ
マスト、趣旨ト致シマシテハ獎勵スルノデ
ハナインデゴザイマス、唯近來ニ於ケル趨
勢カラ見マシテ、除イタ方ガ適當デアルト
見マシタノデアリマシテ、實ハ此間、是ハ
餘談デアリマスガ京橋ニ或ル店ヲ持タ者
ガ、私ノ所ヘ參リマシテ話ヲ致スノニハ、店
ノ番頭ヤ小僧ガ「レストラン」ヤ「カフェー」
ニ行シテ、紅茶ヤ珈琲ヲ飲ムノヲ何ヨリ樂三
シテ居ル、是ハ實ニ困ツタコトト考ヘテ居ル
ガ、若シ之ヲ止メタナラバドノ位ノ弊害ヲ
生ズルカ怖ルベキモソガアルカラシテ、特
ニ獎勵ハ致サヌガ抑ヘズニ置ク、斯様ナ下
級ノ者ガ樂シミニシテ居ルモノハ、成ルベ
ク廉イノガ宜イト云フノデアリマシテ、私
モ此言葉ヲ一概ニ感激シタ譯デハアリマセ
ヌガ、斯様ナ世間一般ニ需要スルヤウナ物
ニ對シテ十割モ掛ケテ置クト云フコトハ餘
ダルノガ適當ダラウ、ノミナラズ一方ニハ

斯様ナ議論が多々ゴザイマスノデアリマス、ソレハ日本人モ是等ノ食物ハ可ナリ取ルノデアリマスガ、外國人モ矢張リ相當ニ取ルノデゴザイマシテ、外國人方面ニ於テハ日本ハ實ニ食料品高イ、日本ニ在留スレドモ、西洋人ハ主トシテ喰ベルモノニアリマスガ、矢張リ其邊ハ一視同仁ニ見テ、西洋人ガ日常食スルモノト同様ニ見テ、ソレヲ下ゲテヤツテモ宜イノデナイカ、殊ニ外國ノ商業會議所、大阪トカ横濱トカニ於ケル外國人ノ商業會議所カラモ屢々之ニ付テ交渉ガゴザイマスノデ、此際日本人ガ見ル所ノ眼ヲ以テ、西洋人カ食スル所ノ物モ同様ニ見テ、ナイカ、斯ウ云フヤウニ見マシタノデゴザイマス

果シテ申スノデゴザイマセウカ、錫蘭茶デ
ナイトイケヌト云フコトヲ彼等ガ云フノデ
ゴザイマセウカ、サウ云フ御説明ト云フモ
ノハ餘リ不深切デ、當座ノ誤魔化シヲ仰シ
ヤルヤウニ私ニハ聞エルノデゴザイマス
ガ、モウ少シ御深切ニ御説明願ヒタイ、果
シテ日本ノ多數ガ贅澤品デナイ、嗜好品ノ
中デアルカラ、是ダナイト精神ガドウトカ
ナルト云フヤウニマデ御説明ニナル程、日
本人ノ多數ガ錫蘭茶デナケレバイケヌト云
フヤウナコトヲ申スノデアリマセウカ、私
ハ唯斯ウ云フ贅澤品ト云フヤウナコトニ
ナツテ居ル物ヲ、進ンデ政府ガ減稅ヲ爲サル
ト云フコトガ、其御趣意ノ程ガ分ラヌ、今
日ハ政府ニ於カセラレテモ勤儉ト云フヤウ
ナコトノ趣意デヤカラ成ルベク贅澤ナコト
ハスルナト云フ御趣意ヲ以テ、國民ヲ指導
スルト云フコトヲ仰セニナツテ居ル際ニア
リマスカラ、其際ニ今ヤ贅澤品ト云フヤウ
ナ假リニモ科目ニナツテ居ルモノヲ、減稅ヲ
爲サル御趣旨カ私ニハ少シ徹底シナイ、一
體日本國民ニ於テ使用スルモノガ廉クナル
ト云フコトハ私モ喜ブ所デアル、必シモ私
ハ關稅ノ高イノヲ喜ブト云フノデヤアリマ
セヌ、或ハ自由貿易ガ行ハレテモ宜イヤウ

ナ時ナレバ、自由貿易程結構ナコトハナイ、
趣意ハ違ヒマスケレドモ米ナドニモ稅ヲ掛
ケテ居ルノデアルカテ、私ハ稅ヲ掛ケルノ
ガ大概ニ惡イノダト云フコトハ言ハナイ、
トヲ、總理大臣初メ各地ニ多勢御出掛けニ
ナシテ、節約ヲ旨トスルト云フコトニ付テ、
内務大臣モ文部大臣モ皆國民ノ精神ヲ其點
ニ向ケナケレバナラヌト云フ御趣意ニ依ツ
テ御演説、御訓示ナドガアル際デアリマス
カラ、贅澤品デアルト云フコトニ假ニモ政
府デ御認メニナツテ居ツタモノガ、茲ニ改廢
セネバナラヌト云フナレバ、餘程必要ガア
レバデスガ、左モナイト國民ニ誤解ヲ起サ
セヤシナイカ、私ハ決シテ政府ノ御出シニ
ナッタモノニ對シテ反対シタイトカ何トカ
云フノデハナイノデ、此邊ノ御趣旨ガ國民
ニ誤ラレルコトハ大變ナ間違ヒヂヤカト思
フ、必シモ外國製ノ「ピスケット」デナケレ
バナラヌト云フコトヲ國民ノドノ位ノ人ガ
云フカト云フコトハ、私ハ實ニ了解ニ苦シ
ムノデゴザイマス、又紅茶ノ如キモノモ、
臺灣茶ナデハイカヌ、錫蘭茶デナケレバイカ
メバ宜イ、茶ハ一體飲マセヌト云フノデヤ
ナインデスカラ、ソレ程國民ガ錫蘭茶ト

力英國製ノ「ビスケット」ヲ望ンデ居ルナラ
バ、其點ニ付テ御説明願ヒタイ、此釐澤品
ト云フヤウナ物ノ稅ヲ、今日ノヤウナ場合
ニ於テ特ニ削減ヲ爲サルト云フ御趣意ガ、
國民ノ精神上ニ誤解ヲ起シハシナイカト
思フテ御尋ヲシタ次第アリマス、ドウカ其
趣意デ御答辯ヲ願ヒタイ

モ日本ニ居テ外國カラ來ル所ノ「ビスケット」デアルトカ「チーズ」デアルトカ、我ニカラ言ヘバ日用食料品デアルガ、非常ニ割ノ關稅ノ爲ニ高イカラ何トカシテ貴ハナケレバナラヌト云フコトヲ屢々陳情書等ガアリマシテ、ソレ等ヲ矢張り斟酌イタシマシタモノデアリマスノデ、日本人ノ直ニ是ガ、其日ノ必要ト云フ譯デモ無イト考ヘマスデスガ、其邊ノ事情ガアリマシタノデゴザイマスカラ、ソレ等ノ外國ノ人ナドカラ申出デテ居リマス事ナドモ申上ダテ宜イノデアリマスカラ、御諒解ヲ得マス爲ニハドウカ申上ダタイト思ヒマス、場合ニ依リマスレバ速記ヲ不メテ御話シテ頂イテモ宜イト思ヒマス、サウ云フ事情ガアリマス事ダ

○渡邊千代三郎君 私ハ強イテヤカマシク議論スルヤウニ御取り下サルト甚ダ恐縮デゴサイマスガ、唯私ノ精神ノ在ル所デゴザイマスカラ、再三政府委員ノ御懇切ナ説明ニ對シテ尙ホ申上ダルコトハドウカ十分ニ御諒承ヲ願ヒタイノデス、ソレハ日本人デ外國ニ行テ居レバ、日本ノ物ヲモウ少シ向フデ安ク手ニハレタイト思フ物ガ、向フデ隨分高クテ困ルコトガアリマスガ、米國ナラ米國デ、日本ノ生絲ノ儘ノ物ハ是ハ暫ク別デゴザイマスルガ、少シ之ニ加工シテアリ物ニナツタラドウデゴザイマス、日本ヨリ

カ遙カニ高イ、而モ亞米利加デ幾ラ理窟ヲ言テモ、ソレハ其國情ニ依シテ、日本ノ加工シタ絹織物トカ、或ハ十分ナルマダ加工トハ言ヘバカモ知レマセヌガ、生絲ニ關係ノ物、其他日本ニ出來タ物デ、日本人ノ必需品デアリマシテ、米國ナドデハチヨット出来ナイ物ガアル、ソレデモ隨分贅澤品ノ稅ヲカケテ居ルモノガアッテ、日本人ハ之ヲモウ少シ安クシテ吳レタラ我ニハ誠ニ満足出来ルト云フ物モアリマスケレドモ、各國ハサウ云フコトニハ耳ヲ傾ケテ吳レマセヌ、ガ、日本ノ政府ハ、是ハ甚ダ失禮デゴザイマスガ、明治初年カラ外國人ガ言フ事ダト何事ニモ耳ヲ傾ケルト云フ癖ガアル、外國人ハ日本ニドレダケ居リマスカ、此爲二日ケハ御了解ヲ願ヒタイト存ジマス

○渡邊千代三郎君 私ハ強イテヤカマシク貴衆兩院ノ賢明ナル御方ニガ贅澤品ダト、或ハ勿卒デアッタカモ知レマセヌガ、一遍ナッタ物マデ取ッテ、外國人ノ幾ラカノ聲デアルモノヲ、斯ウ云フ今日ノヤウナ場合ニ於テ改廢シナケレバナラヌト云フ風ナコト

ハ甚ダ私ハ了解ニ苦シムノデゴザイマス、ソレデ大體ノ御趣意ガ如何ニ在ルカト云フコトヲ御尋ねシナケレバナラヌト云フ風ナコトハ、甚ダ私ハ了解ニ苦シムノデゴザイマス、外國人ナシテ外國デ出來タ良イ「ビスケット」デナス言ヒマスカ「ジエネラル、タール」デ此「ビスクット」ガイケヌト云フヤウナコトデアレバ私ハ無論贊成イタシマスガ、サウデナク特ニ外國デ出來タ良イ「ビスケット」デナケレバナラヌト云フノデアリマスカラ、是ハ十割ノ稅ヲ拂ッテモ仕方ガナイ、私ハ煙草ノ稅ニハ四百五十「パーセント」ノ稅ヲ拂テ喫ンデ居リマスカラ、其邊ノ所ガ私ニハナカニ仕ニクイノデアリマス、議論デヤアリマセヌケレドモドウカ其點ヲ御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(大口喜六君) 是ハ一體他ノ政府委員ノ方カラ、細カイ御答ヲスルト云フコトガ宜イト思シテ居リマスガ、私ガ之ヲ調べマシタ時分ニ承リマシタ所デハ、外國製ノ「ビスケット」デモ、外國人ガ食べマスト、モウマイノヲ食ヒ付ケテ居レバデセウガ、ソレナラ煙草ハドウデゴザイマセウ、煙草ヲ減税ナサルカ、私ハ特ニ煙草ガ好キダカ

ドウシテモ是デナケレバ朝飯ニナラナイトモノデアリマスカ、「チーズ」ヲ附ケテ食フヤツデス、西洋ノ朝飯ニ食フトカ、「ビール」好キノ方ガヨクアガルトカ、サウ云フモノデスカ

○政府委員(矢部規矩治君) 何レ左様ナモノデゴザイマスガ、朝飯ナドニ牛乳ヲカケテ食べマス、ソレモ權衡上矢張リ抜イタ方

ガ宜シイト認メマシタノデアリマス

「懇談ニシタラドウデスカ」ト述ブル
者アリ

○委員長(子爵八條隆正君) チヨット速記

ヲ止メテ…

〔速記中止〕

○委員長(子爵八條隆正君) 速記開始

○高橋琢也君 大概質問ガ終リニナリマシ
タラ、討論ニ御移リニナルヤウニ致シタラ
如何デスカ

○委員長(子爵八條隆正君) 御質問ガナケ
レバデスガ、私ハ大體ノ…例ヘバ關稅ノ改
正ノ趣意トカ、何トカ云フヤウナ大體ノ質問
ガ終リマシタラ、一應此品目ニ付テ當シテ見
タラドウカト云フ考ヲ持テ居リマシタン
デスガ…

○稻畠勝太郎君 品目ニ當ル時ニ意見ヲ述
ベテ宜シウゴザイマスカ
○委員長(子爵八條隆正君) ソレハ御意見
ト申スヨリモ、御質問デソレデハサウ云フコ
トニ致シテ各品目ニ付テ當シテ見タイト思ヒ
マス、初メニ先ツ似寄タモノデ大體行キ
マスカ、三十二、三十三、三十六、「茶」「茶
ノ代用物」「コーヒー」、是ダケニ付テ御質問
ガアレバ願ヒマス、今大分紅茶ノコトニ付
テハ御意見が出タヤウデアリマスガ、殘
テ居リマスレバ…

〔「ゴザイマセヌ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵八條隆正君) ソレザヤ其次

ヘ移リマシテ「蜂蜜」「ジヤム」「ビスクエット」
「チーズ」、四十四乃至五十四、是モ大體

今…

○稻畠勝太郎君 今質問シタ通り、私ハ是
ハ必要ナイト思ヒマス

○委員長(子爵八條隆正君) モウ別ノ御質
問ハアリマセヌカ、御質問ガナケレバ次ニ
移リマス、六十九「毛皮」、七十二「革類」

○渡邊千代三郎君 私ハ大體ニ於テ議論ガ
アルノデスガ、是ハ犬ノ皮トカ猫ノ皮トカ
云フヤウナモノガ贅澤品ニナッテ居タト云

フコトハドウ云フモノデスカ、ソレヲ不思
議ニ私共感ジマス、別ニ之ニ掛ケルト云フ
コトニ反対デヤナインデスガ、…一體何
ト云フコトデ猫ノ皮トカ犬ノ皮トカ云フモ
ノカ贅澤品ニナッテ居ルノデスカ

○政府委員(藤井眞信君) 御答申上ダマス
ガ、關稅定率法ノ六十九ト云フ所ニ「毛皮」
トアリマスノデ唯兔ノ毛皮並ニ鞣サザル緬

ナシテ各品目ニ付テ當シテ見タイト思ヒ
マス、初メニ先ツ似寄タモノデ大體行キ
マスカ、三十二、三十三、三十六、「茶」「茶
ノ代用物」「コーヒー」、是ダケニ付テ御質問
ガアレバ願ヒマス、今大分紅茶ノコトニ付
テハ御意見が出タヤウデアリマスガ、殘
テ居リマスレバ…

サウ云フ事情ガ分リマスレバ矢張リ除外シ
タ方ガ宜カラウト云フヤウヤコトデ茲ニ提
案イタシタノデ、實ハ初カラ分テ居レバ是
ハ除イテ置クベカリシモノデアッタト考ヘ
マス

○渡邊千代三郎君 品目ノ中ニ犬ノ毛皮ダ
トカ猫ノ毛皮ダトカ、贅澤品見タヤウナコ
トニナッテ居ルノデスネ

○政府委員(藤井眞信君) 左様デゴザイマ
ス
○委員長(子爵八條隆正君) 別ニ御質問ハ
ゴザイマセヌデセウカ
〔「質問ハゴザイマセヌ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(子爵八條隆正君) ナケレバ八十
四「ガット」

○渡邊千代三郎君 「ガット」ト云フノハ「テ
ニス」ニ張ルアレデスカ

○政府委員(藤井眞信君) 左様デゴザイマ
ス、「テニス」「ラケット」ノ粹ノ中ニアル
筋デアリマス

○委員長(子爵八條隆正君) 宜シウゴザイ
マスカ、ソレデハ其次ノ百三十八、百三十
九香料

○稻畠勝太郎君 チヨット、…筆記シテ戴
テ初ハ掛ケタノデスガ、調べテ見マスト、
矢部氏ノオ出アノ時御尋ねシタノデスガ、
幸ヒニ藤井サンガオ出デスカラモウ一遍
繰返シテ置キタイト思ヒマス、ソレハ「沈

香」「白檀」ダケヲ贅澤品稅カラシテ削除ニ

ナリマシタガ、從來大阪ノ商業會議所カラ
モ建議シテ居リマス植物性ノ揮發油、芳香

性ノモノ及其他人造香料ノ中ニ於テモ、我
國デ製造ノマダ十分ニ出來テ居ラヌ物ハ贅

澤稅カラ削除シテ戴キタイト云フコトヲ、
此贅澤稅ノ設カラレタ當時カラ建議シ御願
シテ居ルノデアリマス、然ルニ今回…ソ
レハ何故カト申シマスレバ、我國ノ化粧品
工業ト云フモノハ、單リ國內ノ需要ノミナ
ラズ、輸出ト云フモノヲ益々獎勵シテ、其
國際間ノ均衡ヲ保タネバナラヌト云フ、其
必要ナル原料ガ、贅澤稅ニ這入ッテ居ルト
云フコトハ大變該工業ノ發達ヲ妨ゲルノデ
アリマスカラ、ソレハモウ今日申スノデハ
ナイ、從來カラ政府ニ建議シテアルノデア
リマスカ、何故ニ「沈香」「白檀」ダケヲ削除
ナサレマシテ、他ノ物ハ其削除ノ中ニ御加
ヘ下サラナンダノデアリマスカト云フコト
ヲ、先刻矢部君ニ御伺シタ所ガ、色ニノ種
類錯雜デアルノデ、尙ホ此上調査スル積リ
デアル、斯ウ云フ御話デアリマス、今日國
際貿易關係ト云フモノハ益々險惡ニナッテ居
ル際デアリマスカラシテ、此工業發達ト云
フコトニ付テハ、大藏省ニ於カレテモ十分
迅速ニ其調査ヲサレテ、斯ウ云フ從來大阪
ノ商工業者…東京モ出シテ居ルト思ヒマ
スガ、東京ノ商業會議所カラモ出シテ居

ノデアリマスガ、斯ノ如キモニハ、モウチヨット政府ニ於カレテ考慮ヲ拂ハレテ、早ク贅澤稅カラ削除スルヤウニシテ戴キタイト思フノデアリマス、所ガ矢部氏ノ御詰ニハ、次年度ト云フ約束モ出來ヌ、ガ成ルダモ、ソレハ甚だ遺憾トスルノハモウ三年振ニナツデ居ルノデス、ソレデドウ云フ理由此植物性ノ揮發油、日本デ出來ナイ物一人造香料デモ日本デ出來ナイ物ガアリマスカ、是ガ今回單リ「白檀」ト「沈香」ダケニ止メラレタカ、其理由ヲ今伺ヒタイト思ヒマス。

○政府委員(藤井眞信君) 御尤ナ御尋デアリマシテ、從來モ各方面カラ屢々植物性揮發油、人造香料等ニ付キマシテ、今贅澤稅ヲ課セラレテ居リマス物ヲ除外シテ欲シトド云フ御希望ヲ伺ヒマシテ、我ニノ手許ニ於キマシテモ出來得ルダケ此調査ヲ進メタイト思テ居タノデアリマス、其民間カラノ御希望ノアル趣旨ニ對シテハ、何等我ニハ異存ハナイノデアリマシテ、其後御承知ノ通リ大正十四年ノ改正ノ場合ニ於キマシテモ植物性揮發油中ニ付キマシテ、約二十種バカリアリマセウ、或ハ桂皮油トカ桂葉油デアリマストカ、「シトラネラ」油、「スペイク」油、「レモングラス」油ト云フモノ以下約二十種バカリノモノヲ選り出シマシテ、

特ニ之ヲ除外例ヲ設ケルコトニ致シテ居リマスノデ、大體ノ方針トシテサウ云フ方針デ調査ヲ進メテ參ッタノデアリマス、決シテ人造香料、植物性揮發油ト云フモノヲ後廻シニシャウト云フ意思ハ毛頭アリマセヌデシテ、技術官ノ方デ熱心ナ調査ヲ進メタノデアリマスルガ、御承知ノ如ク此内容ハ非常ニ複雜ナンデアリマス、百數十種類ニ亘テ居ルサウデアリマシテ、私共調査ノ結果ヲ聞キ得タモノガ中ニハ少シハアッタノデアリマスガ、全部ノ調査ヲ完了スルニ至ラナカッタト云フコトハ甚だ遺憾ニ存ジテ居ルノデアリマスガ、其調査ガ出來上リマスアリマスガ、之ニ對シテ改正案ヲ提出スルニ決シテ躊躇シナイ積リデ居ルノデアリマス、唯ソコデ私共ノ考ヘテ居ル所ヲ念ノ爲ニ申上ダマスレバ、内地ニ於テ相當ノ生產ノ出來ルモノガ順次殖エツ、アル、若シ之ヲ贅澤稅カラ外シマシテ、普通ノ今マデノ稅率ヲ持出來ルヤ否ヤト云フコトヲ、矢張リ相當考慮シテ行ク必要ガアリマス、其點ヲ併セ考へマシテ、是デ以テ贅澤稅ヨリ外スベキモノニ對シテハ、其外シタ後ニ於ケル相當ノ矢張リ稅率ト云フモノノ調査マデ、仕上げナクチヤナラヌモノデアリマスカラ、ソレノ矢張リ稅率ト云フモノノ調査マデ、仕上げガ十カ十五ノモノデアリマスレバ、實ハレガ十カ十五ノモノデアリマスレバ、實ハ

モウ出來テ居タカモ知レナインデアリマスガ、何分ニモ非常ナ種類ノ多イモノニアリマスカラ、全部ノ調査ガ完了イタサナイ、今日提案スル運ビニ至ラナカッタト云フノガ實情デアリマスノデ、勿論今後ニ於キマシテモ、是マデノ調査ヲ繼續イタシマスノデアリマスルガ、當業者ニ至リマシテハ決シテ居ルサウデアリマシテ、百數十種類ニ亘テ居ルサウデアリマシテ、ドウカ御諒承ヲ願ヒタインテ居リマス、ドウカ御諒承ヲ願ヒタインテナラズ、出來得ル限リ早ク成案ヲ得テ御協賛ヲ願フヤウニ取計ラヒヲ致シタイト考ヘテ居リマス、ドウカ御諒承ヲ願ヒタインテアリマスガ、其「オーダー・プロダクション」ヲ日本ニ持ツテ來ル、ソレデ計算シナケン「バイオレット」トカ云フモノ、其外日本デ到底天然植物デ、其他ノモノデ出來ナイモノハマダ澤山アル、ソレ等ハ皆化粧品工業者ニ於キマシテハ兔ニ角高等ノ化粧品マデ割合テ、外國ヘ出シタイト云ツテモソレハ十成ルコトガ出來ナイト云、テ工業者ハ大變苦難デ居ルノデアリマスカラ、人造香料デモニハ異議ハナイノデゴザイマスケレドモ、成ルベク國內デ出來ル物ハ、是ハ御保護ナシテ居ラナケレバナラヌノデアリマシテ、ソレニハ異議ハナイノデゴザイマスケレドモ、出來ナイト云、テ工業者ハ大變苦難デ居ルノデアリマスカラ、人造香料デモノニ對シテハ、主トシテ發油、人造香料ヲ付テノ御意見ハ我ニモ御同感デアリマス、出來ルダケ調査ヲ進メテ御協賛ヲ願フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ染料ニ對シテハ、主トシテノデ贅澤稅ガ實行サレテ殆ド三四四年ニナルノデアリマスカラ、其間矢張リ大變化粧品ノ發展ヲ妨ゲルト云フコトガアル、モウ今日本業者ト云フモノハ苦シニ居ル點ガアリマスカラ、是ハ宜シク御斟酌下サイマシテ、

成ルベク速ニ調査シテ願ヒタイト思フノデアリマス、ソレカラ問題ハ違ヒマスガ、一商工省ノ吉原技師モ、アレデ以テ工業ハ發達スルモノト認メルト云フヤウナ御詰デアリマシタガ、當業者ニ至リマシテハ決シテ居ルサウデアリマスカラ、米國アタリデハ殆ド日本ノ實際カケテ居リマスル稅ノ倍位カケテ居ル、サウシテ國內デハ高ク賣テ、サウ云フ感ジハ有ツテ居ラヌ、米國アタリデハ殆ド日本ノ實際カケテ居リマスル稅ノ倍位カケテ居ル、サウシテ國內デハ高ク賣テ、サウシテ其「オーダー・プロダクション」ヲ日本ニ持ツテ來ル、ソレデ計算シナケン「バイオレット」トカ云フモノ、其外日本デ到底天然植物デ、其他ノモノデ出來ナイモノハマダ澤山アル、ソレ等ハ皆化粧品工業者ニ於キマシテハ兔ニ角高等ノ化粧品マデ割合テ、外國ヘ出シタイト云ツテモソレハ十成ルコトガ出來ナイト云、テ工業者ハ大變苦難デ居ルノデアリマスカラ、人造香料デモニハ異議ハナイノデゴザイマスケレドモ、成ルベク國內デ出來ル物ハ、是ハ御保護ナシテ居ラナケレバナラヌノデアリマシテ、ソレニハ異議ハナイノデゴザイマスケレドモ、出來ナイト云、テ工業者ハ大變苦難デ居ルノデアリマスカラ、人造香料デモノニ對シテハ、主トシテ發油、人造香料ヲ付テノ御意見ハ我ニモ御同感デアリマス、出來ルダケ調査ヲ進メテ御協賛ヲ願フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ染料ニ對シテハ、主トシテノデ贅澤稅ガ實行サレテ殆ド三四四年ニナルノデアリマスカラ、其間矢張リ大變化粧品ノ發展ヲ妨ゲルト云フコトガアル、モウ今日本業者ト云フモノハ苦シニ居ル點ガアリマスカラ、是ハ宜シク御斟酌下サイマシテ、専門ノ方ノ關係モ極メテ多イコトデアリマス、

家ノ意見ニ依テ案ヲアリツ、アルノデアリマスガ、只今御話ノ御趣意ヲ承ハリマシテ、私共ニ於テモ十分此染料工業ノ發達スルヤウナ關稅ヲ決メテ行キタイト考ヘテ居リマス。

○渡邊千代三郎君 私モ今ノ事ニ付テ御尋ねシタインデスガ、餘談ニナリマスカラ筆記ハ止メテ置イテ戴キタイト思ヒマス。

○委員長(子爵八條隆正君) 速記中止

〔速記中止〕

○委員長(子爵八條隆正君) ソレデハ進行イタシマス、速記開始、次ハ三百九十一、

九十二、九十三、四百十四、四百二十四……

○子爵裏松友光君 チヨット伺ヒマスガ、書

畫ノ所デ「エッチング」、此「エッチング」ノコトニ付テ……五割デスカ

○政府委員(矢部規矩治君) 左様デゴザイマス、五割……

○高橋琢也君 チヨット政府委員ニ伺ヒマスガ、此書畫トアルノハ、歐米デアレバ、

殆ド油繪バカリニ限ラレテ居ルト思ヒマスガ、コ、デハ印刷シタモノト、斯ウ云フコトガアルノデゴザイマスガ、支那ノモノデアレバ日本ノモノト同ジヤウナモノガ來ルノデモノニナルノデスカ、種類ヲ限ラズニ何デモコ、ハ印刷シタモノトアルノト、サウシテ書畫ト唯アル、印刷シナイ、例ヘバ、油繪デ

書イタモノ、又支那ノ南北ノ書畫、其他ノ

支那ノ大家ノ書イタ書ト云フヤウナモノ、ソレニ對シテハ何ニモナイノデアリマスカ

此中デ、印刷シタルモノト、其他即チ印刷セザルモノト二ツニ分ケテ居ルノデアリマスガ、是ハ一括シテ十割稅ヲカケテ居タ

ノ支那ノ書デアリマストカ肉筆ニナルモノデスカ、今回ハ印刷シナイ、只今ノ仰セ

ノ、其他ノ畫ト云フモノハ、二ノ部ニ入りマシテ皆無稅ニナルノデアリマス、此方ノハ肉筆ニナリマス、詰リ印刷シタモノデナ

イ、書竝ニ畫ト云フモノガ全部之ニ入ルノデアリマス

ノモノハ無稅デアルノデアリマス、ソレニ

警澤稅ヲ設ケマスル時ニ、一括シテ十割ヲカケルコトニ致シテ居ルノデアリマス、其結果ハ稅關ニ於キマシテ、肉筆ノ只今ノ御

話ノ「レンブラン」デアルトカ「ハンダイク」デアルトカ云フヤウナモノガ、若シ入ッテ参

リマシテモ、稅關ノ技術官デ價格ヲ査定ス

モノモアル、ソレヲ寫シタモノガ澤山アル

ノデス、印刷シタモノ、ソレカラ又或ハ肉筆モアル、ソレカラ支那ノ唐、宋、元、明、

アタリカラ現今ニ至ルマデ、隨分高價ナモノモ澤山アルノデスガ、ソレ等ハ今ノ「レンブラン」ヤ「ハンダイク」見タヤウナモノ、

ソレカラ例ヘバ支那ノ明畫トカ、宗畫トカ云フヤウナ、就中其中デモ有名ナル所ノ書

畫ハ非常ナ高價ナモノデスガ、ソレハ、ドウモノニナルノデスカ、種類ヲ限ラズニ何デモコ、ハ印刷シタモノトアルノト、サウシテ

書畫ト唯アル、印刷シナイ、例ヘバ、油繪デ

テ居リマスカ、又元買入レタ價格ノ原價ヲ本ニシテ居リマスカ、ドツニ……

○政府委員(藤井眞信君) 其印刷イタシタモノハ課稅ヲサレマスガ、甲デニ、印刷

シナイモノハ無稅ニ致シテ居ルノデアリマス、是ハ各國殆ド美術ヲ獎勵スルト云フ趣旨カラ、サウ云フ制度ヲ採シテ居リマスカ

ス、日本ノ關稅定率法ニ於キマシテモ、十割稅ヲ課スル以前ニ於テハ印刷シナイ肉筆

モノハ無稅デアルノデアリマス、ソレニ

マシテ皆無稅ニナルノデアリマス、此方ノハ肉筆ニナリマス、詰リ印刷シタモノデナ

イ、書竝ニ畫ト云フモノガ全部之ニ入ルノデアリマス

ノモノハ無稅デアルノデアリマス、ソレニ

警澤稅ヲ設ケマスル時ニ、一括シテ十割ヲカケルコトニ致シテ居ルノデアリマス、其結果ハ稅關ニ於キマシテ、肉筆ノ只今ノ御

話ノ「レンブラン」デアルトカ「ハンダイク」デアルトカ云フヤウナモノガ、若シ入ッテ参

リマシテモ、稅關ノ技術官デ價格ヲ査定ス

モノモアル、ソレヲ寫シタモノガ澤山アル

ノデス、印刷シタモノ、ソレカラ又或ハ肉

筆モアル、ソレカラ支那ノ唐、宋、元、明、

アタリカラ現今ニ至ルマデ、隨分高價ナモノモ澤山アルノデスガ、ソレ等ハ今ノ「レンブラン」ヤ「ハンダイク」見タヤウナモノ、

ソレカラ例ヘバ支那ノ明畫トカ、宗畫トカ云フヤウナ、就中其中デモ有名ナル所ノ書

畫ハ非常ナ高價ナモノデスガ、ソレハ、ドウモノニナルノデスカ、種類ヲ限ラズニ何デモコ、ハ印刷シタモノトアルノト、サウシテ

書畫ト唯アル、印刷シナイ、例ヘバ、油繪デ

テ、輸入ノ手續ハ濟マナイト云フヤウナモノアタヤウナ次第デアリマス、ソレヲ價格ヲドウシテ定メルカト云フコトハ是ハ實ニ非常ニ困難ナコトデアリマシテ、稅關ノ

技術官ニ於キマシテ、正確ナル價格ヲ算定スルコトハ自分で殆ド不可能ト申シテモ

シナイモノハ無稅ニ致シテ居ルノデアリマス、是ハ各國殆ド美術ヲ獎勵スルト云フ趣旨カラ、サウ云フ制度ヲ採シテ居リマスカ

ス、日本ノ關稅定率法ニ於キマシテモ、十割稅ヲ課スル以前ニ於テハ印刷シナイ肉筆

モノハ無稅デアルノデアリマス、ソレニ

マシテ皆無稅ニナルノデアリマス、此方ノハ肉筆ニナリマス、詰リ印刷シタモノデナ

イ、書竝ニ畫ト云フモノガ全部之ニ入ルノデアリマス

ノモノハ無稅デアルノデアリマス、ソレニ

警澤稅ヲ設ケマスル時ニ、一括シテ十割ヲカケルコトニ致シテ居ルノデアリマス、其結果ハ稅關ニ於キマシテ、肉筆ノ只今ノ御

話ノ「レンブラン」デアルトカ「ハンダイク」デアルトカ云フヤウナモノガ、若シ入ッテ参

リマシテモ、稅關ノ技術官デ價格ヲ査定ス

モノモアル、ソレヲ寫シタモノガ澤山アル

ノデス、印刷シタモノ、ソレカラ又或ハ肉

筆モアル、ソレカラ支那ノ唐、宋、元、明、

アタリカラ現今ニ至ルマデ、隨分高價ナモノモ澤山アルノデスガ、ソレ等ハ今ノ「レンブラン」ヤ「ハンダイク」見タヤウナモノ、

ソレカラ例ヘバ支那ノ明畫トカ、宗畫トカ云フヤウナ、就中其中デモ有名ナル所ノ書

畫ハ非常ナ高價ナモノデスガ、ソレハ、ドウモノニナルノデスカ、種類ヲ限ラズニ何デモコ、ハ印刷シタモノトアルノト、サウシテ

書畫ト唯アル、印刷シナイ、例ヘバ、油繪デ

筆ノ方ハ、此一ノ乙ニハ入ラナイノデス、
一ノ乙ノ中ニ入リマスモノハ、矢張リ印刷
シタモノ、内譯デアリマシテ、印刷シタル
モノ、中デ、轉寫用ノモノダケヲ特ニ、別
ノ税率ヲ適用イタシマスガ、轉寫用、其以
外ノ總テノ印刷シタルモノハ、一ノ乙ニ入
ルト云フコトニナリマシテ、肉筆ノモノハ
二ト云フ中ニ入リマス、例ヘバ此表ヲ御覽
ヲ願ツタノデヤナイカト思ヒマスガ、此表ノ
書キ方ガ少シ惡イノデ、一ト並ベテ二トア
レバ宜イノデスガ、ソコノ上ノ方ノ無稅ト
云フ所ヲ、同ジ意味デ略シテ居ルノデ、御
疑ガ起ツタノデアリマセウ、少シ表ノ作り
方ガ惡イノデサウニ云フ御疑ガ起リマシタノ
デ、ソレカラ一ノ乙ノ中ニ於テモ、相當高
價ナモノモアリ得ルモノデアルト思ヒマス
ガ、此中ヘハ各種ノモノガ入ッテ參リマス
ノデ、一ツハ内地出版業ニ關スル關係ヲモ
考慮スル必要ガアリマスノデ、此中ニハ各
種ノモノ、苟モ印刷シタラバ一ノ乙ノ中ニ
入ル譯デゴザイマシテ、陶器ノ轉寫用以外
ノモノハ全部此乙ニ入ルモノデアリマシ
テ、各種ノモノガ入ッテ參リマスノデ、之ニ
對シテハ從來カラ從價五割ヲ課スルト云フ
ノガ現行法ノ立前ニナッテ居リマス、今回ノ
案ニ於キマシテモ、是ハ矢張リ從價五割ト
致シタノデアリマスガ、名畫デアリマスト
カ、或ハ古イ印刷物デ、色々高價ナモノガ

這入ツテ參ル場合ニ於キマシテハ、是ハ事實
上稅關ニ於キマシテ、輸入者ノ買入値段ノ御
開示ヲ願フト同時ニ、相當適當ノ方法ヲ講
ジテ其價格ヲ評定イタスヨリ仕方ガナイト
思ヒマス

○政府委員（藤井眞信君） 成ルベク輸入者ニ買入レタ値段ノ御開示ヲ願ヒマシテ、ソレガドウシテモ疑ガアルト云フヤウナ方法デル御方ノ意見ヲ徵スルト云フヤウナ方法デモ、講ズルコトガ必要デアラウト思ヒマス〇高橋琢也君 私ノ是マデ聽イテ居ル所デハ、ドウモ仕方ガナイカラト云ッテ、海ノ中ヘ引破ツテ投ジタ物モアルト云フ位デアッテ、是モ隨分酷イ目ニ遭^タモノガアルラシイデスガ、税關デ、ツイソコデ極メラレタモノニ付テ非常ニ困^タタ場合ガアルサウデス、幾ラ幾ラデ北京デ買^タ、「リユーリチャン」ナラ「リユーリチャン」デ是ダケノ金デ取^タト云フコトヲチヤント證明書マデ受取^ステ來テモ、ソレハ此方デ認定シナイト、斯

○渡邊千代三郎君 サウスルト肉筆ダト無
税デアッテ、唯今言ハレルヤウニ支那ノ拓本
デモ隨分古イノハ高ウゴザイマスネ、拓本
ノモノダト五割稅ヲ取ラレル譯デスナ、肉
筆ノ方ハ無稅……

○政府委員(藤井眞信君) 左様デゴザイマ
ス、非常ニ美術的價値ノアリマスモノナラ
バ、印刷シタモノヲ取除ケテ宜イデハナイカ
ト云フ御議論ガ起ルノハ御尤ト思ヒマスケ
レドモ、唯印刷シタルモノ、中ニハ、美術的
ノモノト、他ノモノヲ一切印刷シタル書畫
全部包含イタシテ居ル譯デアリマシテ、其
中カラ特ニ美術的ノモノト云フコトヲ抜キ
出スコトハ非常ニ困難ナモノデアリマスカ
ラ、多ク外國ノ立法令ニ於キマシテモ、主
トシテ肉筆ニナツタモノニ對シテハ無稅ノ
扱ヒフルノガ普通ノ例ノヤウデアリマシ
テ、印刷シタルモノトナリマスト、美術的
ノモノト然ラザルモノトノ區分ガ困難ナモ
ノデスカラ、已ムヨ得ズ左様ニナツテ居ル、
寧口多數ノ物ヲ全體カラ見レバ、美術的ノ
價値ノ少ナイモノノ方ガ多イト申シテ宜シ
イノデナイカト思フノデアリマス

○政府委員(藤井眞信君) 現行法ニ於キマシテモ、印刷シタルモノハ全部五割ヲ割出シテ居ルノデアリマシテ、先刻チヨット申上ダマシタ如ク、若シ之ヲ低ク致シマスト、内地ノ出版業トノ關係ヲ考慮シナケレバナリマセヌシ、餘リ低ク致シマスト、外ヘ持ツテ行ツテ外デ印刷シタモノガドンドン内地へ這入ッテ來ル、斯ウ云フコトニナリマスノデ、其點ヲモ考慮シナケレバナラヌノデ、現行法ニ於テモ之ヲ五割トシテ課稅ヲ致シテ居シタノデテリマス、唯其中デ轉寫用ノモノダケハ現在以上ニ上ダル譯ニ行カヌト思フノデアリマス、三十九圓三十錢ト云フ從來人従量稅ヲ其儘適用イタシタ譯デアリマス、其他ノモノニ付キマシテハ五割ト云フコトデ進シニテ行タガ適當デアラウト思フノデアリマス

デアリマス、只今ノ御話ノハ、ソレハ皆美術的ノモノニアラウト考ヘマスガ、第一美術ノモノト然ラザルモノヲ別ケルニハ困難デアリマスノト、年限ニ依ッテ是ハ百年前ノモノデアルヤ否ヤト云フコトヲ擇リ別ケルト云フコトモ亦更ニ困難デアリマシテ、實行論トシテハ到底ソレハ今ノ所困難デナイカト云フヤウナ結論ニ到達イタシマシテ、斯ウ云フ案ニ致シタノデアリマス、一應ハ關係者ノ間ニ於テ議ハ練シタノデアリマスケレドモ、實行上ソレハ困難デハナカラウカト云フコトデ斯ウ云フ案ニ致シタノデアリマス、其點ヲ申上ダテ置キマス。

○渡邊千代三郎君 今ノ御説ハ誠ニ御尤モノヤウデアリマスケレドモ、是ハ輸入スルモノガ美術品トシテ持ツテ來ルノデ、之ガ同ジヤウニ今ノ印刷シタモノナラバ十枚トカ、二十枚トカ、百枚トカ、千枚トカナケレバ商賈ニナラヌノデアリマスカラ、詰リ商品トシテ板フベキモノト、美術品トシテ美術品モ骨董屋カラ言ヘバ商品デアリマスケレドモ「コッピイ」ガ澤山アッテ、ソレヲ一枚幾ラ、一枚デ幾ラ儲ケルト云フコトデアレバ、普通ノ商品デゴザイマスケレドモ、一枚何方圓ト云フモノナラ、一枚ヤ二枚斯様ナモノヲ「プリント」シタモノヲ持ツテ來テモ、何モ商賣ニナリマセヌカラ、今ノヤウナコトノ疑ガアッテ困ルト云フヤウナコ

トハ、全然ナイモノト見テヤッテ宜クハナイカト思ヒマス、商賣人トシテヤルナラバ一枚ヤ二枚デヤナ、少クトモ何千枚トカ何枚ナケレバ商賣ニナリマセヌ、ダカラサウ云フ風ナ合ニ御坂ヒニナレバ、向フガ美術品トシテ一枚ヤソコラ持ツテ來タ所ガ彼是レ言ツタ所デ大シタモノデナイト思ヒマス。

○政府委員(藤井眞信君) 渡邊サンノ御意見ノ版ニシタモノヲ直グニ無税ニシロト云フ御意見デナクテ、印刷シタ書畫中ニモ美術的ナモノダケ肉筆ノモノト同様ニシタラ宣カラウト思ヒマス。

○渡邊千代三郎君 ソレガイケナケレバ五十年前ニ「プリント」シタモノト云フヤウナ意味デ申シタノデアリマス。

○政府委員(藤井眞信君) サウナリマストナラバ、亞米利加デヤッテ居ルノハ五十年以上ノモノデスガ、其位ノモノデ、持ツテ來ル返シタイ、或ハ外國ノモノナラ蒐集ヲシテ、美術品ヲ美術獎勵ノ爲ニ入レルト云フモノナラバ、私ハ國ノ收入ニドウカト云フコトデ、ソレヲ稅關デヤカマシク言ハレルノハイケナイ、ソンナ繪トカ何トカヲ一枚カソイケナ、ソシテ知レタモノデアリマス、商賣ニシテ澤山ノモノヲ入レルナラバ、ソレハ成程國家ガ稅ヲ御カケニナツテ宜シイガ、高橋君ヤ稻畠君ガ御質問ナサルヤウナ風ニ、古イモノデ之ヲ蒐集シテ國民ノ美術思想ヲ獎勵スルト云フ風ナモノナラバ、之ヲ偶ニノ持ツテ參リマス場合ト、サウデナイ場合トハ差ガアリマセウガ、稅關デ取扱ヒマス場合ニハソレガ商人ノ營業用ニ輸入サレマスモノト、然ラザルモノハ間ハナイノデアリマシテ、假令ソレガ唯一ツダケ持ツテ來ルニシテモ、多數持ツテ來ルニシテモ、茲デ美術品ト然ラザルトヲ稅率ノ上ニ區別シテ行キマスト、輸入シタ印刷物ハ悉クソレガ

カト思ヒマス、商賣人トシテヤルナラバ一枚ヤ二枚ナラヌ、少クトモ何千枚トカ何枚ナケレバ商賣ニナリマセヌ、ダカラサウ云フ風ナ合ニ御坂ヒニナレバ、向フガ美術品トシテ一枚ヤソコラ持ツテ來タ所ガ彼是レ言ツタ所デ大シタモノデナイト思ヒマス。

○渡邊千代三郎君 モウ一遍、如何ニモ甚ダ失禮デスケレドモ、御説明ガ杓子定規ノヤウニナルヤウニ思ヒマス、商人ガ澤山持テ來ルト云フナラバ、是ハ商賣ニナルノデスガ、一枚カ二枚持ツテ來ルモノナラバ、無税ニナツテ居ル方が私ハ國民ノ爲ニモ宜カラウト思ヒマス、サウ云フモノハ成ルベク國內ノ貴重品トシテ、一遍出タモノモ取返シタイ、或ハ外國ノモノナラ蒐集ヲシテ、美術品ヲ美術獎勵ノ爲ニ入レルト云フモノナラバ、私ハ國ノ收入ニドウカト云フコトデ、ソレヲ稅關デヤカマシク言ハレルノハイケナイ、ソシテ知レタモノデアリマス、商賣ニシテ澤山ノモノヲ入レルナラバ、ソレハ成程國家ガ稅ヲ御カケニナツテ宜シイガ、高橋君ヤ稻畠君ガ御質問ナサルヤウナ風ニ、古イモノデ之ヲ蒐集シテ國民ノ美術思想ヲ獎勵スルト云フ風ナモノナラバ、之ヲ偶ニノ持ツテ參リマス場合ト、サウデナイ場合トハ差ガアリマセウガ、稅關デ取扱ヒマス場合ニハソレガ商人ノ營業用ニ輸入サレマスモノト、然ラザルモノハ間ハナイノデアリマシテ、假令ソレガ唯一ツダケ持ツテ來ルニシテモ、多數持ツテ來ルニシテモ、茲デ美術品ト然ラザルトヲ稅率ノ上ニ區別シテ行キマスト、輸入シタ印刷物ハ悉クソレガ

シナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナリマスノデ、實行上非常ナ困難ナルコトニ陥ルコトト考ヘマス。

○渡邊千代三郎君 モウ一遍、如何ニモ甚ダ失禮デスケレドモ、御説明ガ杓子定規ノヤウニナルヤウニ思ヒマス、商人ガ澤山持テ來ルト云フナラバ、是ハ商賣ニナルノデスガ、一枚カ二枚持ツテ來ルモノナラバ、無税ニナツテ居ル方が私ハ國民ノ爲ニモ宜カラウト思ヒマス、サウ云フモノハ成ルベク國內ノ貴重品トシテ、一遍出タモノモ取返シタイ、或ハ外國ノモノナラ蒐集ヲシテ、美術品ヲ美術獎勵ノ爲ニ入レルト云フモノナラバ、私ハ國ノ收入ニドウカト云フコトデ、ソレヲ稅關デヤカマシク言ハレルノハイケナイ、ソシテ知レタモノデアリマス、商賣ニシテ澤山ノモノヲ入レルナラバ、ソレハ成程國家ガ稅ヲ御カケニナツテ宜シイガ、高橋君ヤ稻畠君ガ御質問ナサルヤウナ風ニ、古イモノデ之ヲ蒐集シテ國民ノ美術思想ヲ獎勵スルト云フ風ナモノナラバ、之ヲ偶ニノ持ツテ參リマス場合ト、サウデナイ場合トハ差ガアリマセウガ、稅關デ取扱ヒマス場合ニハソレガ商人ノ營業用ニ輸入サレマスモノト、然ラザルモノハ間ハナイノデアリマシテ、假令ソレガ唯一ツダケ持ツテ來ルニシテモ、多數持ツテ來ルニシテモ、茲デ美術品ト然ラザルトヲ稅率ノ上ニ區別シテ行キマスト、輸入シタ印刷物ハ悉クソレガ

コトニ致シタイト存ジアス、願クハ皆サン

ノ御賛成ヲ得タイト思ヒマス

○渡邊千代三郎君 私ハ先程來ハ大分ヤカ

マシク言タヤウデゴザイマシテ、此案ニ反

對デモスルヤウニ御考デヤナカッタカト存

ジマスケレドモ、大體本日ノ討議ニタ夕方

ノ分ト、減稅デゴザイマスカ、減稅ト云フ

コトニナレバ國民一般ニ大體ニ於テ是ハ喜

ブベキコトデアリマシテ、從來增稅ト云フ

コトハ何回カ政府ハヤラレタケレドモ、減

稅ト云フコトハ殆ドナイ、私ハ一品デモ減

稅ニナルコトハ結構デゴザイマスガ、唯趣

意ガ私ノ申シタ如ク徹底シナイ所ガアルト

申シタニ過ギナイノデアリマス、ドウカ此

奢侈品トカ、贅澤品トカ云フモノナドニ付テ

ハ先程來慶、政府委員ノ御機嫌ヲ損ネル位マ

デ申述ベタ、其趣意ノ誤解ノナイヤウニ、

國民一般ニ贅澤品デモ減稅シテ使ツテ宜イ

ト云フコトノ趣意デナイト云フコトノ徹底

スルヤウニ御盡力願ヘバ、關稅ガ減ルト云

フコトデゴザイマスカラ、殊ニ結構ナコト

ト思テ私ハ賛成イタシマス

○子爵裏松友光君 私ハ此原案ニ賛成ヲ致

シマス、唯此際政府ニ御願ヒシテ置キタイ

コトハ美術品獎勵ノ意味ニ於テ繪畫ヲ無稅

トナサツ、例ヘバ印刷物デアツテモ、純然

タル美術品デアツタナラバ之ニ付テノ稅ハ

將來大イニ考慮シテ戴キタイ、斯ウ云フコ

トヲ申上ダテ置キマス

○上郎清助君 段々先刻來ヨリ政府委員ノ

委員長 子爵八條 隆正君
候爵西郷 従徳君
子爵裏松 友光君
高橋 琢也君
稻畑勝太郎君
西野 元君

渡邊千代三郎君
農林省主税局長 藤井 真信君

飯田九州雄君
大藏省政務次官 大口 喜六君

農林省山林局長 入江 魁君
商工省工務局長 吉野 信次君

大藏技師 矢部規知治君

同

上郎 清助君
大藏省主税局長 藤井 真信君

飯田九州雄君
大藏技師 矢部規知治君

農林省山林局長 入江 魁君
商工省工務局長 吉野 信次君

大藏技師 矢部規知治君

同

上郎 清助君
大藏技師 矢部規知治君

農林省山林局長 入江 魁君
商工省工務局長 吉野 信次君

大藏技師 矢部規知治君

同

上郎 清助君
大藏技師 矢部規知治君

農林省山林局長 入江 魁君
商工省工務局長 吉野 信次君

大藏技師 矢部規知治君

同

上郎 清助君
大藏技師 矢部規知治君

農林省山林局長 入江 魁君
商工省工務局長 吉野 信次君

大藏技師 矢部規知治君

同

上郎 清助君
大藏技師 矢部規知治君

出席者左ノ如シ